

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 級別標準職務（第3条）
- 第3章 級別資格基準（第4条—第8条）
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第9条—第17条）
- 第5章 昇格及び降格（第18条—第22条）
- 第6章 昇給（第23条—第29条）
- 第7章 特別の場合における号給の決定（第30条—第33条）
- 第8章 雑則（第34条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「規則」という。）第3条第3項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、規則第4条の規定による職務の級及び号給を決定する場合の基準等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 規則第3条第1項の給料表（以下「給料表」という。）のいずれかの適用を受ける者をいう。
- 二 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 三 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 四 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- 五 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- 六 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- 七 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級における在級年数をいう。
- 八 正規の試験 公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）が行う競争試験をいう。
- 九 上級 法人が行う職員採用上級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 十 中級 法人が行う職員採用中級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- 十一 初級 法人が行う職員採用初級試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

第2章 級別標準職務

（級別標準職務）

第3条 規則第3条第3項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類するものとする。

### 第3章 級別資格基準

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規程において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、試験欄の区分又は職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上側の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下側の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

一 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

二 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分又は職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第8条 第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、他の職員との均衡を考慮して定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

### 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じて、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第15条各号の一に掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する職に採用された者に前項の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められている職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第21条第1項又は第22条第1項の規定により得られる号給

二 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員又はその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員 その者の属する職務の級の最低の号給

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、試験欄の区分又は職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じ適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」及び「Ⅰ類」にあつては「大学卒」の区分、「中級」及び「Ⅱ類」にあつては「短大卒」の区分、「初級」及び「Ⅲ類」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を事務職給料表の職務の級7級、8級、9級及び10級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、採用する日の直前の4月1日の前日(採用する日が4月1日である場合にあつては、その前日)までの当該経験年数の月数を18月(第1号から第3号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数、第4号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち5年か

ら当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数及び第1号から第4号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超える経験年数）について職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて別に定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して理事長が相当と認める年数（以下「有用経験年数」という。）のそれぞれの月数については、12月。第1号から第3号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年を超え10年までの年数（有用経験年数を除く。）、第4号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数の5年までの年数（有用経験年数を除く。）及び同号に掲げる者で必要経験年数が5年を超え10年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち10年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数（有用経験年数を除く。）のそれぞれの月数については、15月）で除した数に4（新たに職員となった者が55歳（教育職給料表の適用を受ける職員は、57歳）を超える職員であるときは、当該年齢を超えた日の直前の4月1日以後の期間については、2、規則第23条第2項に規定する特定幹部職員（以下「特定職員」という。）であるときは、3（55歳（教育職給料表の適用を受ける職員は、57歳）を超える特定職員であるときは、当該年齢を超えた日の直前の4月1日以後の期間については、2））を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

一 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」及び「Ⅰ類」にあつては「大学卒」の区分、「中級」及び「Ⅱ類」にあつては「短大卒」の区分、「初級」及び「Ⅲ類」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した以後の経験年数

二 第5条第2項第2号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

三 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

四 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）である者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第6条及び第7条の規定を準用する。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第14条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分（「その他」の区分を含む。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第15条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規

定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

- 一 国家公務員
- 二 地方公共団体の職員
- 三 前各号に掲げる者に準ずると認められる者  
(特殊の職に採用する場合等の号給)

第16条 次に掲げる場合において、号給の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮して、その者の号給を決定することができる。

- 一 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある教授、准教授等の職に職員を採用しようとする場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合  
(特定の職員についての号給)

第17条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を事務職給料表の職務の級7級、8級、9級及び10級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、第13条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

## 第5章 昇格及び降格

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数により、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、この限りでない。

(上位資格の取得等による昇格)

第19条 職員が第5条第2項各号の一に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分若しくは職種欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第20条 公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第16条第1項に規定する出向職員が職務に復帰した場合又はこれに準ずる場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、第18条の規定にかかわらず、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり、又は心身に著しい障害をきたすこととなった場合は、第18条の規定にかかわらず、昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第21条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第19条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、別に定める号給とする。

(降格の場合の号給)

- 第22条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
  - 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

## 第6章 昇給

(勤務成績の証明)

- 第23条 規則第4条第4項の規定による昇給(第27条又は第28条に定めるところにより行うものを除く。第25条において同じ。)は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(事務職給料表の7級以上の職員に相当する職員等)

- 第24条 規則第4条第5項の別に定める職員は、特定職員のうち教育職給料表の適用を受ける職員とする。

(昇給の号給数)

- 第25条 特定職員を規則第4条第4項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第7の2に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。

- 2 特定職員の昇給区分は、第23条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員の勤務成績の区分が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、別に定めるところにより行うものとする。
  - 一 勤務成績が極めて良好である特定職員の区分 1号該当昇給区分
  - 二 勤務成績が特に良好である特定職員の区分 2号該当昇給区分
  - 三 勤務成績が良好である特定職員の区分 3号該当昇給区分
  - 四 勤務成績がやや良好でない特定職員の区分 4号該当昇給区分
  - 五 勤務成績が良好でない特定職員の区分 5号該当昇給区分
- 3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
  - 一 別に定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) 4号該当昇給区

分

二 別に定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 5号該当昇給区分

- 4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分が4号該当昇給区分又は5号該当昇給区分の昇給区分となる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（1号該当昇給区分及び2号該当昇給区分の昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 5 前3項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占める1号該当昇給区分又は2号該当昇給区分の昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、別に定める割合に概ね合致していなければならない。
- 6 昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第21条第3項若しくは第30条の規定により号給を決定された特定職員の新たに職員となった日後の最初の昇給日における昇給の号給数は、別に定める。
- 7 第1項及び前項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。
- 8 第1項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第1項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 9 一の昇給日において第2項の規定により昇給区分を1号該当昇給区分又は2号該当昇給区分に決定する特定職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の特定職員の定員、第5項の別に定める割合等を考慮して別に定める号給数を超えてはならない。

（一般職員の号給数）

第26条 特定職員以外の職員を規則第4条第4項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

（研修、表彰等による昇給）

第27条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、当該各号に定める日に、規則第4条第4項の規定による昇給をさせることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第28条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、別に定める日に、規則第4条第4項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第29条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

## 第7章 特別の場合における号給の決定

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第30条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第21条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は別に定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を別に定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第31条 休職にされた職員が復職し、出向職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、出向期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 出向職員が職務に復帰した場合又は別に定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(出向職員の退職時の号給の調整)

第32条 出向職員がその出向の期間中に退職する場合において、他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、前条の規定に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第33条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、その訂正を将来に向かって行なうことができる。

## 第8章 雑則

(その他)

第34条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に定めるところにより、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (別表第1の改正)

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年3月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年12月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成30年3月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格した職員の号給の特例)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に昇格した職員については、当該昇格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第21条の規定を適用する。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

ア 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事又は技師の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務
3級	1 担当課長の職務 2 主任の職務
4級	困難な業務を分掌する担当課長の職務
5級	担当部長の職務
6級	1 調整幹の職務 2 困難な業務を分掌する担当部長の職務
7級	副局長の職務
8級	困難な業務を所掌する副局長の職務
9級	事務局長の職務
10級	特に重要な業務を所掌する事務局長の職務

イ 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	助手の職務
2級	助教の職務
3級	准教授の職務
4級	准教授の職務
5級	教授の職務

別表第2 級別資格基準表（第4条関係）

ア 事務職給料表級別資格基準表

試験		職務の級 学歴 免許等	1級	2級	3級	4級	5級	6級
正規の試験	上級	大学卒		3	4	4	2	2
			0	3	7	11	13	15
	中級	短大卒		5・5	4	4	2	2
			0	6	10	14	16	18
	初級	高校卒		8	4	4	2	2
			0	8	12	16	18	20
その他	中学卒		9	4	4	2	2	
		3	12	16	20	22	24	

イ 教育職給料表級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
教授	大学卒				3	7
				0	9	1 6
	短大卒				3	7
				0	1 2	1 9
准教授	大学卒			6	3	
			0	6	9	
	短大卒			6	3	
			0	9	1 2	
助教	大学卒					
			0			
	短大卒					
			2. 5			
助手	大学卒					
		0				
	短大卒					
		0				

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴 区分	学歴区分	
1 大学卒	1 博士 課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 修士 課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 専門 職学位 課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	4 大学 6 卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	5 大学 専攻科	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

	卒	
	6 大学 4 卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 国立看護大学校看護学部の卒業 (3) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4) 海上保安大学校本科の卒業 (5) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	1 短大 3 卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 短大 2 卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 短大 1 卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	1 高校 専攻科 卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	2 高校 3 卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校(同法第76条第1項に規定する高等部に限る。)の卒業 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	3 高校 2 卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 前記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第4 経験年数換算表（第6条関係）

経歴		換算率
国、地方公共団体、旧公共企業体、政府関係機関、外国政府又は民間における企業体、団体等の職員等としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間（常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間に限る。）	100分の100
	その他の期間	100分の100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100分の100以下
その他の期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100分の100以下
	その他の期間	100分の50以下

別表第5 修学年数調整表（第7条関係）

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	(+) 5年	(+) 7年	(+) 9年	(+) 12年
修士課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
専門職学位課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
大学6卒	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
大学専攻科卒	17年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 5年	(+) 8年
大学4卒	16年		(+) 2年	(+) 4年	(+) 7年
短大3卒	15年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 6年
短大2卒	14年	(-) 2年		(+) 2年	(+) 5年
短大1卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 4年
高校専攻科卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 4年
高校3卒	12年	(-) 4年	(-) 2年		(+) 3年
高校2卒	11年	(-) 5年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 2年
中学卒	9年	(-) 7年	(-) 5年	(-) 3年	

- 備考 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において「(+）」の年数は加える年数を、「(-)」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 初任給基準表（第10条関係）

ア 事務職給料表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	上級		1級29号給
	中級		1級19号給
	初級		1級9号給
その他		高校卒	1級5号給

イ 教育職給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
助教	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	2級41号給
	博士課程修了	2級35号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	2級17号給
	大学卒	2級5号給
助手	博士課程修了（大学6卒後のものに限る。）	1級53号給
	博士課程修了	1級47号給
	修士課程修了 専門職学位課程修了 大学6卒	1級29号給

## 別表第7 昇格時号給対応表（第21条関係）

## ア 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇 格 後 の 号 給								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4	4
5	1	1	1	1	1	1	1	5	4
6	1	1	1	1	1	1	1	5	4
7	1	1	1	1	1	1	1	5	4
8	1	1	1	1	1	1	1	5	4
9	1	1	1	1	1	1	1	5	4
10	1	1	1	2	1	1	1		
11	1	1	1	3	1	1	1		
12	1	1	1	4	1	1	1		
13	1	1	1	5	1	1	2		
14	1	1	1	6	2	1	2		
15	1	1	1	7	3	1	2		
16	1	1	1	8	4	1	2		
17	1	1	1	9	5	1	2		
18	1	1	1	10	6	2	3		
19	1	1	1	11	7	3	3		
20	1	1	1	12	8	4	3		
21	1	1	1	13	9	5	3		
22	1	2	2	14	10	5	4		
23	1	3	3	15	11	6	4		
24	1	4	4	16	12	6	4		
25	1	5	5	17	13	7	4		
26	1	6	6	18	14	7	4		
27	1	7	7	19	15	8	4		
28	1	8	8	20	16	8	4		
29	1	9	9	21	17	9	5		
30	1	10	10	22	18	9	5		
31	1	11	11	23	19	10	5		
32	1	12	12	24	20	10	5		
33	1	13	13	25	21	11	5		
34	2	14	14	26	22	11	5		
35	3	15	15	27	23	12	5		

36	4	16	16	28	24	12	5		
37	5	17	17	29	25	13	5		
38	6	18	18	30	26	13	5		
39	7	19	19	31	27	13	5		
40	8	20	20	32	28	13	5		
41	9	21	21	33	29	14	5		
42	10	22	22	34	29	14	5		
43	11	23	23	35	30	14	5		
44	12	24	24	36	30	14	5		
45	13	25	25	37	31	15	5		
46	14	26	26	38	31	15			
47	15	27	27	39	32	15			
48	16	28	28	40	32	15			
49	17	29	29	41	33	15			
50	18	30	30	42	33	15			
51	19	31	31	43	34	15			
52	20	32	32	44	34	15			
53	21	33	33	45	35	15			
54	21	33	34	46	35	15			
55	22	34	35	47	36	15			
56	22	34	36	48	36	15			
57	23	35	37	49	37	15			
58	23	35	37	50	37	15			
59	24	36	37	51	38	15			
60	24	36	38	52	38	15			
61	25	37	38	53	38	15			
62	25	38	38	54	38	15			
63	26	39	39	55	38	15			
64	26	40	39	56	38	15			
65	27	41	39	57	38	15			
66	27	41	40	58	38	16			
67	28	42	40	59	38	16			
68	28	42	40	60	38	16			
69	29	43	41	60	39	16			
70	29	43	41	60	39	16			
71	29	44	41	60	39	16			
72	30	44	42	60	39	16			
73	30	45	42	61	39	17			
74	30	45	42	61	39				
75	31	45	43	61	39				
76	31	45	43	61	39				
77	31	45	43	61	39				

78	32	46	44	62	39				
79	32	46	44	62	39				
80	32	46	44	62	39				
81	33	46	45	63	40				
82	33	46	45	64	40				
83	33	47	45	65	40				
84	34	47	45	66	40				
85	34	47	46	67	41				
86	34	47	46						
87	35	47	46						
88	35	48	46						
89	35	48	47						
90	36	48	47						
91	36	48	47						
92	36	48	47						
93	37	49	47						
94		49	47						
95		49	47						
96		49	48						
97		49	48						
98		50	48						
99		50	48						
100		50	48						
101		50	48						
102		50	48						
103		51	49						
104		51	49						
105		51	49						
106		51	49						
107		51	49						
108		52	49						
109		52	49						
110		52							
111		52							
112		52							
113		52							
114		52							
115		52							
116		52							
117		53							
118		53							
119		53							

120		53							
121		53							
122		53							
123		53							
124		53							
125		53							

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	2
18	1	2	2
19	1	3	2
20	1	4	2
21	1	5	2
22	1	5	2
23	1	6	2
24	1	6	2
25	1	7	3
26	1	7	3
27	1	8	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	3

32	1	12	3
33	1	13	4
34	2	14	4
35	3	15	4
36	4	16	4
37	5	17	4
38	6	18	4
39	7	19	4
40	8	20	4
41	9	21	5
42	10	22	5
43	11	23	5
44	12	24	5
45	13	25	5
46	14	26	5
47	15	27	5
48	16	28	5
49	17	29	5
50	17	30	5
51	18	31	6
52	18	32	6
53	19	33	6
54	19	34	6
55	20	35	6
56	20	36	6
57	21	37	6
58	21	38	6
59	21	39	7
60	22	40	7
61	22	41	7
62	22	41	7
63	23	42	7
64	23	42	7
65	23	43	7
66	24	43	7
67	24	44	7
68	24	44	7
69	25	45	7
70	25	45	7
71	26	45	7
72	26	45	8
73	27	46	8

74	27	46	
75	28	46	
76	28	46	
77	29	46	
78	29	46	
79	30	46	
80	30	46	
81	31	46	
82	31	46	
83	32	46	
84	32	46	
85	33	46	
86	33	46	
87	33	46	
88	34	46	
89	34	46	
90	34	46	
91	35	46	
92	35	46	
93	35	46	
94	36		
95	36		
96	36		
97	37		
98	37		
99	37		
100	37		
101	38		
102	38		
103	38		
104	38		
105	39		
106	39		
107	39		
108	39		
109	40		
110	40		
111	40		
112	40		
113	40		
114	40		
115	41		

116	41		
117	41		
118	41		
119	41		
120	41		
121	42		
122	42		
123	42		
124	42		
125	42		
126	42		
127	43		
128	43		
129	43		

別表第7の2 特定職員昇給号給数表（第25条関係）

昇給区分	1号該当 昇給区分	2号該当 昇給区分	3号該当 昇給区分	4号該当 昇給区分	5号該当 昇給区分
昇給の号給 数	8以上	6	3	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考 この表に定める上段の号給数は規則第4条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第8 休職期間等換算表（第31条関係）

休職等の期間	換算率
職員就業規則第17条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下
職員就業規則第17条第1項第3号の規定による休職の期間	
出向職員の出向の期間	
公立大学法人埼玉県立大学職員育児休業等に関する規程第10条に規定する介護休業の期間	2分の1以下
職員就業規則第17条第1項第1号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による	

負傷又は疾病に係るものを除く。)の期間	
職員就業規則第17条第1項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)	3分の3以下

備考 出向職員に関するこの表の適用については、出向先の業務を業務とみなす。